

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年5月18日付けの通知書で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨主張している。

最高裁判決（平成18年2月7日第三小法廷判決）によると、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品（以下、併せて「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立を著しく阻害するかという点について考慮すべきである」としており、炊事が困難であると訴え、家庭訪問の際に炊事中に気を失いかけて熱湯を浴びた水ぶくれの痕を見せて気を失う事があるとい

う事を伝えていたが、何のフォローもなく、その後に炊事中に起きた皮膚移植が必要なほどの火傷を負って手術すると伝えた時にも、それに対してフォローもなかったため、手を使えず意識を失う事を頻発していた時期に出前などに頼り保護費が足りずに助けを求めた仕送りもあると伝えたが、これもまた生きるために仕方なく受けた仕送りであったにもかかわらず、一切考慮されていない。受けた仕送りの使い道は伝えたが、自炊が出来ずに受け取った仕送りが社会通念上容認される額かどうかなど一切考慮されていない。それ以前に、受け取ったとした根拠を私が認めたとしているのに、支払った根拠は認めないというのは、明らかに私に不利益な処分である。

また、借金の肩代わりとしてもらった金員も収入として扱われ、返還義務があるとされた。肩代わりした人から見れば、目的があつてする事も、全額福祉事務所へ回収されるということである。前に述べた最高裁判決（平成18年2月7日第三小法廷判決）によれば、「自立更生費」は考慮すべきとしているのだから、借金の返済とした金員は除外すべきである。例えば私の生活の不自由さを解消してあげようとしてくれる事も、全額回収されるのと同じであるし、それは私の自立を阻害する事である。負債を減少させる事は自立を助長する事には当たらないだろうか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 2月20日	諮問

平成31年 4月19日	審議（第32回第2部会）
令和元年 5月17日	審議（第33回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

さらに同条2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとするところ、民法は、877条1項において直系血族又は兄弟姉妹は互いに扶養する義務があると定めている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 次官通知

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、収入の認定における指針として、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている。

(3) 費用返還義務についての法の定め

法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(4) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
(平成 2 4 年 7 月 2 3 日社援保発 0 7 2 3 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準とされる。以下「課長通知」という。) の 1 ・ (1) によれば、法 6 3 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除しても差し支えない。」とし、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」とし、ただし、「(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」等は自立更生の範囲には含まれないとしている。また、同通知 1 ・ (1) ・ ⑥においては、返還額から控除して差し支えない額として、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。(中略) なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても

当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。」としている。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、請求人からの申告及び母が記したとされる仕送りに関するメモの写しに基づき、本件仕送りについて全て母からの仕送りとして資力認定した上で、本件仕送りに係る各資力のそれぞれの発生日を母からのそれぞれの送金日とすることとしたことが認められる。
- (2) その上で、処分庁は、法63条の規定に基づき、本件収入について、自立更生として認められる布団用掃除機ヘッド、温・冷風扇、電気ストーブ及びメガネ（近視用）の購入費並びに通院のための交通費（平成25年8月10日以降のもの）計34,612円の返還を免除することとし、保護開始前の借金の返済に充てたとした1,000,000円については免除を認めず、自立更生免除控除後の1,390,388円が本件返還対象期間における支給済み保護費の額計7,106,935円より少なかったことから当該1,390,388円に相当する支給済保護費の返還を決定した（本件処分）ことがそれぞれ認められる。
- (3) したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき行った適法なものということができ、違算等の事実も認められないことから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

なお、処分庁は、本件収入について、それぞれの金額及び入金日の根拠が請求人からの申告及び母が記したとされる仕送りに関するメモの写しの記載のみであるところ、同記載のとおりそれぞれ認定している。しかし、請求人は、本件審査請求において、本件収入の認定については特段争っていないことから、処分庁の上記各判断は妥当なものであったと解される。よって、本件処分についても、これを違法、不当なものとは認められない。

3 請求人は上記第3のことから、本件処分の違法・不当を主張する。

しかし、処分庁が本件処分を行うについて適用した法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるのであるから、本件のように、請求人に資力が発生したと認められる以上、請求人については法63条の規定を適用しなければならないものであり、その適用に当たっては、請求人が申し立てた経費について法令等に則り自立更生免除の可否の検討を行った上でなされているものであるから、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2のとおり明らかである。したがって、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

また、請求人は、上記以外にもさまざまな主張をしているが、そのいずれも本件処分の取消理由として取り上げることはできないことから、請求人の主張は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)